

名義後援の受け方

イベントをアピールする手段のひとつに名義後援があります。
(2016年1月更新)
※連絡する場合には必ず先方へお問い合わせください。

● 名義後援ってなんだろう？

皆さんは「後援」という言葉から、どんなイメージがわきますか？

後援とは「仕事や計画などの後ろだてとなって、資金を提供したり便宜を図ったりして援助する」という意味です。具体的には、実施するイベントの趣旨や目的に賛同したマスコミや団体などから、お金や物資・人材の援助を受けることを言います。

しかし、今回テーマとなっている「名義後援」の場合は、お金や物資、人材などの援助は一切ありません。ただし、後援先が企画やイベントの趣旨に賛同していることを表すため、イベントのチラシなどの広報媒体に「後援 ○○放送」という団体の名称を入れることができるようになります。

名義後援を受けるメリットとして、

1. 団体の行う事業への社会的信用が増す。
 2. 活動の公共性をよりアピールできる。
- ということがあります。

| 名義 後援先 | メリット | | |
|-----------|----------|-----|----------------------------|
| | 広報 効果 | 公共性 | 特 徴 |
| マスコミ | ◎ | ○ | 告知媒体などに掲載され、広報効果が上がる可能性がある |
| 行政 | ○ | ◎ | イベントに対する信頼の向上 |
| 各種団体 | ○ | ○ | 他団体と新たな関係や繋がりが生まれる可能性がある |

● 名義後援を受けるための手順

名義後援を受けるためには、後援先にイベントの目的及び趣旨を正確に伝えることが重要です。そのために十分な準備や丁寧な説明、誠実な対応が必要となります。

名義後援を受けるための一般的な手順は以下の通りです。(申請方法は後援先によって様々です。詳細は後援先にお問い合わせ下さい)

① 後援先の選定

マスコミや行政、団体などいろいろあります。メリットや特徴を考えてイベントの内容にあった後援先を選びましょう。

② 申請書類の準備・作成

申請書など所定の用紙が決まっている所もありますので、後援先への確認が必要です。

③ 申請書類の提出

申請から認可を得るまでの期間は、後援先によってそれぞれ違います。チラシなどの作成に間に合うように、余裕をもって申し込みましょう。

④ 報告書の提出

事業終了後の状況報告・成果・今後の展望を盛り込みましょう。

名義後援を受けることには、広報効果や公共性など様々なメリットがあります。手続き自体は難しいものではありませんので、イベントに合った後援の申請を行い、広報効果の向上を目指してみたいかがでしょうか。

以下に、マスコミ等のリストを掲載しましたので参考にしてください。

● 新聞・情報誌

| 名義後援団体/担当部署 | 住 所 | 連絡先 | 名義後援依頼の事前手続 | 事業後の報告 |
|----------------------|---|---|---|--------------------------|
| 河北新報社 営業本部 地域連携部 | (郵送先) 〒980-8660 仙台市青葉区五橋 1-2-28 | ☎211-1424 | 所定の申請用紙(HPからダウンロード可)に記入し、企画書・チラシ・開催要項等を同封し郵送、または持参。開催日1か月前まで受付。回答まで最大2週間。 | 事業報告書を提出 |
| 朝日新聞 仙台総局 総局長 | 〒980-0014 仙台市青葉区本町 2-2-6 | ☎223-3116 ☎223-3119 ✉sendai@asahi.com | イベント概要(タイトル・日時・場所・主催責任者名・連絡先)を作成し、チラシがあれば同封し郵送。(「後援依頼在中」と明記) | 事業の資料、またはパンフレット形式の報告書を提出 |
| 毎日新聞 仙台支局 | 〒980-0012 仙台市青葉区錦町 1-5-1 | ☎222-5972 ☎217-1621 | 事業内容の分かる資料(過去イベントのパンフレット等)と通信用ハガキを同封し郵送。 | 事業報告書を提出 |
| 読売新聞 東北総局 | 〒980-0021 仙台市青葉区中央 2-3-6 読売仙台ビル内 | ☎222-412 ☎222-8386 ✉tohoku@yomiuri.com | 申請書と企画書、返信用封筒(切手を貼ったもの)を郵送または持参。(「名義後援依頼書在中」と明記)回答まで最大2週間。 | 事業報告書を提出 |
| (株)プレスアート S-style | 〒984-8516 仙台市若林区土樋 103 | ☎266-0911 ☎266-0913 ✉s-style@pressart.co.jp | 申請書とイベントの内容が分かるもの(別記)を郵送(「名義後援依頼書在中」と明記)。 | パンフレット・チラシ等を1部提出 |

● 多賀城市民活動サポートセンター <http://www.tagasapo.org/>

〒985-0873 多賀城市中央二丁目25-3 TEL 022-368-7745 / FAX 022-309-3706

● テレビ・ラジオ

※詳細は各団体ホームページ、またはお電話にてお問い合わせください。

| 名義後援団体／担当部署 | 住 所 | (上段) TEL (下段) FAX | 名義後援依頼の事前手続 | 事業後の報告 |
|--------------------------------------|--|-------------------------------|--|----------------------------|
| N H K 仙台放送局 広報・事業部 後援名義係 | (郵送先) 〒980-8435 N H K 仙台放送局 広報・事業部 後援名義係 | 211-1016 712-8744 | 所定の申請用紙に記入し、その他必要書類を添付し郵送。回答まで最大2週間かかる。申請用紙はホームページからダウンロード可。 | 事業報告書を提出 (任意) |
| 東北放送 事業局事業部 後援係 | (郵送先) 〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目1-1 TBC東北放送事業局事業部 後援係 | (TEL) 227-2715 | 所定の申請用紙に記入し、郵送。回答まで最大10日かかる。申請用紙はホームページからダウンロード可。 | 事業報告書を提出 |
| 仙台放送 事業部 名義後援係 | 〒980-0011 仙台市青葉区上杉5-8-33 | (TEL) 268-2174 | 所定の申請用紙に記入し、その他必要書類(企画書・チラシ・開催要項など)を添付し郵送、または持参。回答まで最大2週間かかる。申請用紙はホームページからダウンロード可。 | 必要なし |
| KHB東日本放送 事業局 事業部 後援名義係 | 〒980-8415 宮城県仙台市青葉区本町二丁目 15番1号 ルナール仙台1F KHB東日本放送 事業局 事業部 後援名義係 | (TEL) 215-2545 | 所定の申請用紙に記入し、その他必要書類(企画書・チラシ・開催要項など)を添付し郵送、または持参。回答まで最大10日かかる。申請用紙はホームページからダウンロード可。 | 当日の状況や参加者数等の結果について事業報告書を提出 |
| ミヤギテレビ 宮城テレビ放送 経営推進部 「名義後援申請」係 | 〒983-8611 仙台市宮城野区日の出町1-5-33 宮城テレビ放送 経営推進部 「名義後援申請」係 まで | (TEL) 236-3411 | 所定の申請用紙に記入し、その他必要書類を添付し郵送。回答まで2週間程度かかる。申請用紙はホームページからダウンロード可。 | 事業報告書を提出 |
| Date fm (エフエム仙台) 総務部 名義後援申請係 | 〒980-8420 仙台市青葉区本町2丁目10-28 株式会社 エフエム仙台 総務部 名義後援申請 係 | (メール) datefm@ datefm.co.jp | 所定の申請用紙に記入し、その他必要書類を添付し郵送、または持参。開催日1ヵ月前までに申請。回答まで2週間程度かかる。申請用紙はホームページからダウンロード可。 | 事業報告書を提出 |
| f m いずみ (せんだい泉エフエム放送) | 〒981-3133 仙台市泉区泉中央1-7-1 地下鉄泉中央駅ビル3F | 375-8808 375-7501 | 申請書とイベントの内容がわかるもの(別記)を、郵送もしくはFAX・メール。(後援決定したイベントは番組で数回流します) | 事業報告書を提出 (任意) |
| ラジオ3 (仙台シティエフエム) | 〒984-0065 仙台市若林区土樋103 | 213-2323 213-1123 | 申請書とイベントの内容が分かるもの(別記)を同封し郵送。 | 事業報告書を提出 (任意) |

● NPO・その他

※詳細は各団体ホームページ、またはお電話にてお問い合わせください。

| 名義後援団体／担当部署 | 住 所 | (上段) TEL (下段) FAX | 名義後援依頼の事前手続 | 事業後の報告 |
|---|---|----------------------|---|--|
| 特定非営利活動法人 M I Y A G I 子ども ネットワーク | 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-13 三矢ビル2F | 278-8150 278-8170 | 電話にて話をした後、申請書(宛名は団体名に代表理事・小林純子宛とする)とイベントの内容が分かるもの(別記)と予算書と団体紹介書を郵送。※検討は月1回のため余裕をもって申請して下さい。予算書は必須ではありません。 | 事業報告書を提出 |
| 宮城県教育委員会 宮城県教育庁総務課 | 〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1 | 211-3613 211-3699 | 所定の申請書類に記入し、行事の内容にあわせて該当する担当課へ提出。詳細は宮城県教育庁総務課のホームページを参照。書類はホームページからダウンロード可。 ※事前連絡必要。 | 所定の事業報告書を提出 |
| 多賀城市 ※担当窓口はイベント内容による。窓口が不明な場合は市役所へご相談ください。 | 〒985-8531 多賀城市中央2-1-1 多賀城市役所 | (TEL) 368-1141 | 事業内容(事業名・期日・会場・連絡先)が記入された後援・共催・名義使用承認願(様式第1号)に、事業計画書、収支予算書・募集チラシ等を添付し、窓口を持参もしくは郵送。 | 事業終了後20日以内に、後援名義使用事業終了報告書(様式第4号)・収支予算書・プログラム等を提出 |
| 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 総務課 | 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 | 225-8476 268-5139 | 申請書と参加対応者の範囲やイベントの内容が分かるもの(別記)として実施要綱やプログラムなどを郵送。 | 事業の実施概要がわかる 当日の資料等を提出 |
| 社会福祉法人 多賀城市社会福祉協議会 庶務係 | 〒985-0835 多賀城市中央2-1-1 多賀城市社会福祉センター内 | 368-6300 368-7300 | 名義後援依頼文と実施内容が分かる資料等を郵送。 | 事業の実施概要がわかる 当日の資料等を提出 |
| (財)宮城県国際交流協会 企画事業課 | 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎7F | 275-3796 272-5063 | 所定の申請用紙に記入し、イベントの内容が分かるものがあれば添付して、郵送もしくは持参。 | 事業報告書を提出 |
| (財)みやぎ・環境とくらし・ ネットワーク (M E L O N) | 〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5F | 276-5118 219-5713 | 申請書(宛名は団体名に理事長・長谷川公一殿とする)とイベントの内容が分かるもの(別記)を郵送。(後援対象は主に環境・環境保全事業) | 事業報告書を提出 |

●多賀城市市民活動サポートセンター <http://www.tagasapo.org/>

〒985-0873 多賀城市中央二丁目25-3 TEL 022-368-7745 / FAX 022-309-3706